

課題1 看護・介護への社会的支援

【現状と課題】

本市の高齢化率は21.9パーセント（平成22(2010)年4月1日現在）となっています（住民基本台帳人口及び外国人登録人口より算出）。また、65歳以上の高齢者の単独世帯の割合も急激に増加し、その70パーセントは女性となっています。

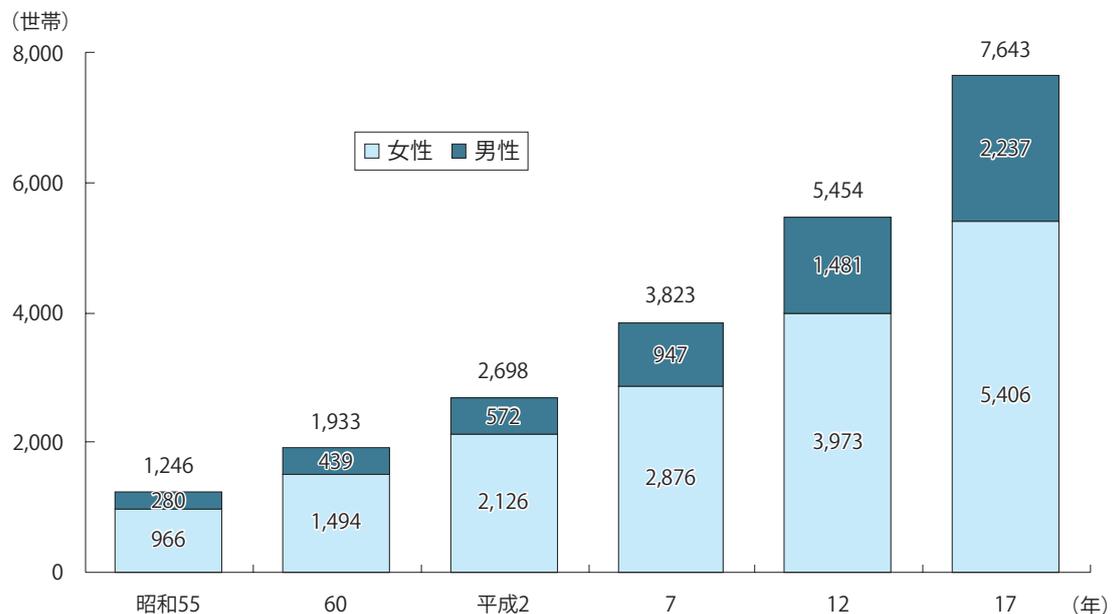
「平成21年市民意識調査」によると、高齢者の介護・介助を担っているのは、妻、娘、息子の配偶者等といった女性が50パーセントで、夫、息子という男性は10パーセント強であり、介護・介助の負担が女性に偏っていることが分かります。

以上のことから、高齢者問題を解決することは女性の問題を解決することにつながっているとと言えます。

介護を社会全体で担うために始まった介護保険制度がスタートし、10年が経過しました。「寝屋川市高齢者保健福祉計画」に沿って、地域でサポートする仕組みをつくるなど、高齢者が安心して暮らせる介護体制を整備するよう、関係機関との連携が必要です。

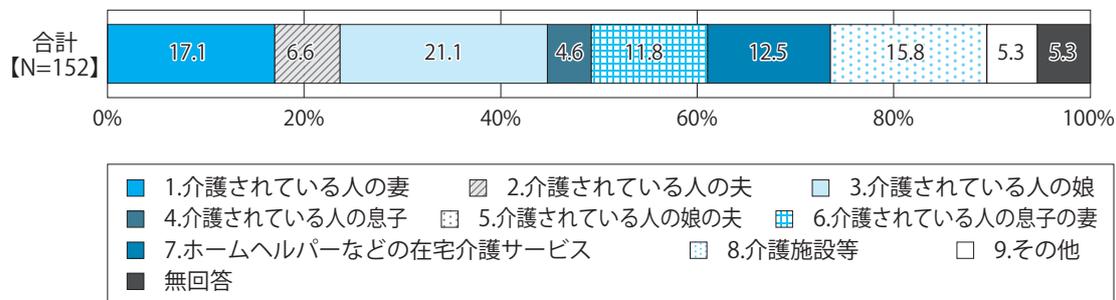
また、高齢者夫婦世帯や男性の未婚率が増加する傾向の中で、男性が介護を担うケースが増えてくると考えられます。仕事重視の生き方によって地域に参加できずに孤立化したり、家事や介護の技術不足等による負担が大きいと考えられ、男性に対するきめ細かい支援が求められます。

図 性別・65歳以上の単独世帯数の推移（市）



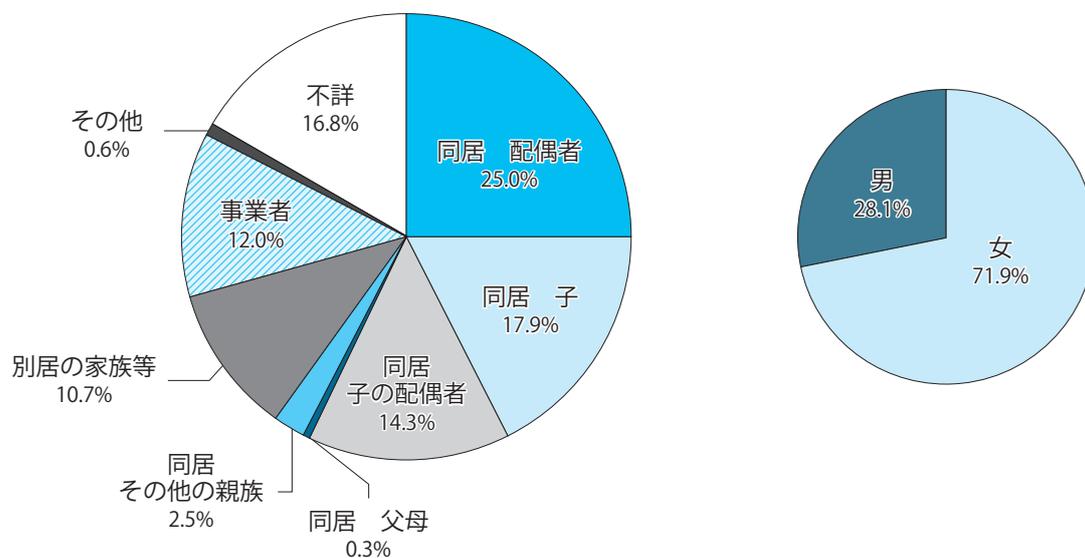
資料：総務省「国勢調査」

図 主な介護・介助者



資料：「平成21年市民意識調査」

図 主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成19年

## 施策の方向

行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>（１）介護施策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）を推進し、高齢福祉サービスの充実に努めます（高齢介護室）</li> <li>○地域包括支援センターを中核として、関係機関と連携し、地域に密着した情報提供と相談支援を推進します（高齢介護室）</li> <li>○介護保険施設等の整備に当たっては、入居者及び介護者の人権が保障されるよう努めます（高齢介護室）</li> <li>○仕事と看護・介護の両立が図られるよう、介護者への情報提供に努めます（高齢介護室）</li> <li>○介護者のネットワークづくりなど、家族介護の支援を推進します（高齢介護室）</li> </ul> <p><b>（２）男性の看護・介護への参画促進と支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護・介護への男性の参画が進むよう、意識啓発、情報提供に努めます（高齢介護室）</li> <li>○男女が共に参加できる介護教室を開催し、技能習得を図ります（高齢介護室）</li> <li>○児童・生徒が看護・介護への関心を高められるよう、看護・介護学習、福祉講座等の推進を図ります（教育指導課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて高齢福祉サービスを利用しましょう</li> <li>○高齢者やその家族は、介護の不安をひとりで抱え込まずに早めに相談しましょう</li> <li>○介護保険施設を経営する事業主は入居者及び介護者の人権に配慮しましょう</li> <li>○仕事と看護・介護を両立するための情報を活用し、制度を利用しましょう</li> <li>○介護者の集まりなどに参加して、孤立しないように努めましょう</li> <li>○男性による看護・介護について理解を深めましょう</li> <li>○男女が共に看護・介護に参画できるよう技能習得に努めましょう</li> <li>○子どものころから看護・介護への関心を高められる機会を設けましょう</li> </ul>

## 課題2 高齢者や障害者の自立と連帯への支援

### 【現状と課題】

高齢社会を豊かで活力あるものとするためには、年齢や性別にとらわれず、住み慣れた地域で自らの経験や能力をいかして社会に参加し、役割を担いながら、高齢者が自立して生活することが大切です。

高齢者の社会参加に関するネットワークを構築するとともに、自立した暮らしを継続できるよう施策を推進し、互いに支え合って暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、障害のあるなしにかかわらず、共に生活し活動できる社会の構築が求められています。中でも、障害のある女性の場合は、障害に加えて女性であることでさらに複合的な困難があることに留意する必要があります。

## 施策の方向

行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>（１）高齢者への自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者のニーズの把握に努めます （高齢介護室）</li> <li>○高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます （高齢介護室）</li> <li>○高齢者の自立に向けたグループホーム等の整備に努めます （高齢介護室）</li> </ul> <p><b>（２）障害者への自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます （障害福祉課）</li> <li>○障害者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます （障害福祉課）</li> <li>○障害者の自立に向けたグループホーム等の整備に努めます （障害福祉課）</li> <li>○ひとり暮らしの障害者への生活自立に向けた支援を行います （障害福祉課）</li> <li>○障害者が気軽に相談できるよう努めます （障害福祉課）</li> </ul> <p><b>（３）男女共同参画による福祉のまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障害者を始め、だれもが利用しやすい施設、環境の整備に努めます （障害福祉課・都市計画室・まちづくり指導課・道路建設課）</li> <li>○福祉のまちづくりに対する市民の理解を深めるための情報提供を行います （障害福祉課・まちづくり指導課）</li> </ul> <p><b>（４）高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障害者等の自主活動やネットワーク活動を支援します （高齢介護室・障害福祉課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業、事業主は、高齢者の雇用機会の拡大に努めましょう</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業、事業主は、障害者の雇用機会の拡大に努めましょう</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立生活を行う障害者の支援に協力しましょう</li> <li>○障害者はひとりで悩まず気軽に相談しましょう</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<sup>*9</sup>ノーマライゼーションのまちづくりへの理解を深めましょう</li> <li>○ノーマライゼーションの理念について学習し、理解を深めましょう</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障害者等の自主活動やネットワーク活動を支援しましょう</li> </ul>

### 課題3 多様な家族への理解と生活支援

#### 【現状と課題】

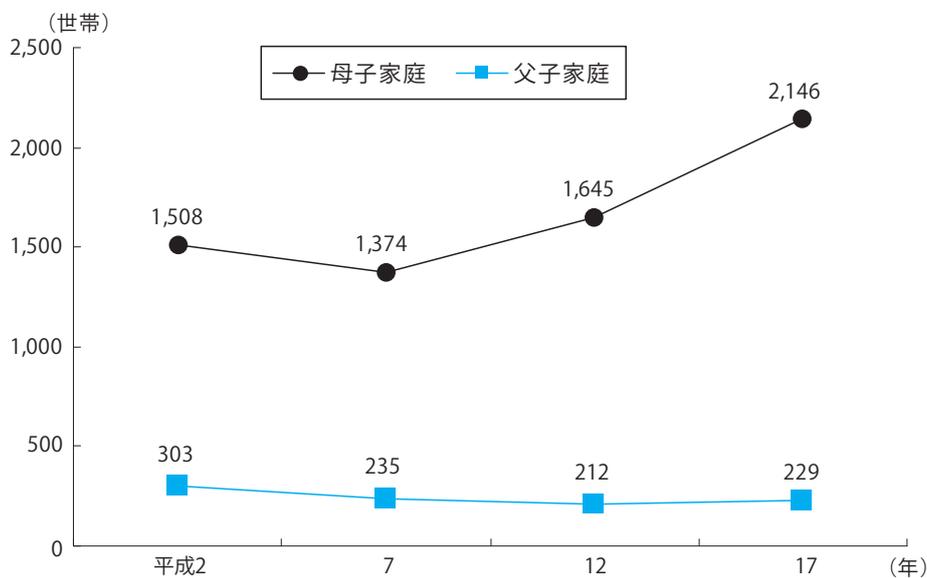
これまで大半を占めていた「夫婦と子ども」世帯は減少し、単独世帯やひとり親世帯、高齢者夫婦世帯が増え、家族の形態は多様化しています。

離婚家庭や単身の人、性同一性障害を有する人などに対する偏見をなくし、様々な家族形態があることが理解されるよう啓発を行うことが必要です。

経済的・社会的に厳しい状況に置かれている母子家庭の世帯数は増加しています。関係機関や市民活動団体等と連携し、必要な人に必要な支援が届くよう、総合的な施策を充実することが重要です。

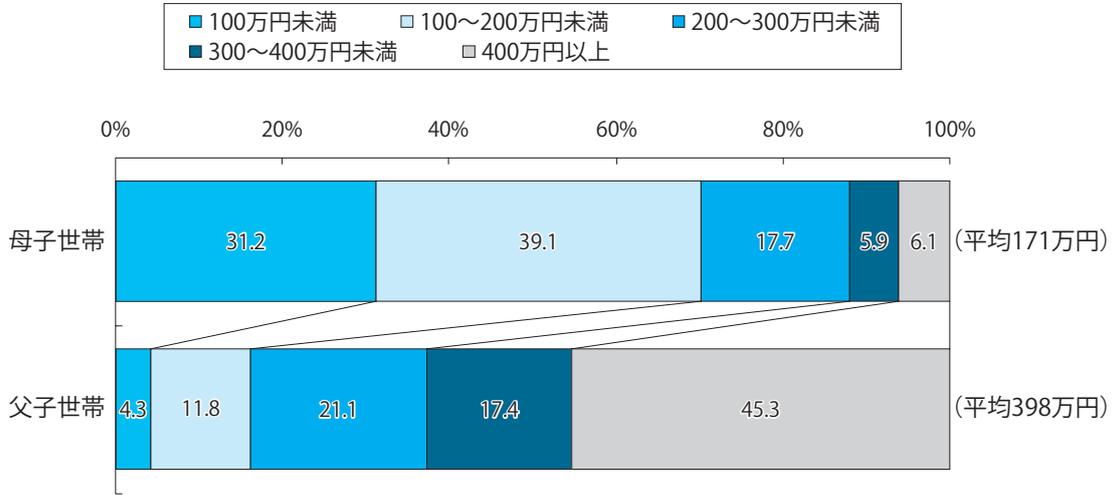
父子家庭においては、家事や子育てと仕事の両立によりストレスを抱えたり、職場の理解が十分得られないなどの課題があると推察できます。父子家庭への理解を深めるとともに、当事者の立場に立った支援策を構築していくことが求められます。

図 母子家庭、父子家庭の状況（市）



資料：総務省「国勢調査」

図 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



(注)1.厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成18年)より作成。  
 2.「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。  
 資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動を行います (人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な家族形態について理解を深め、認め合いましょう</li> </ul>
<p><b>(2) 多様な家族への生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な家族のニーズに応じた相談や情報提供に努めます (広報広聴課)</li> <li>○ひとり親世帯の自立支援に努めます (こども室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の相談窓口や情報の活用を図るとともに、市民相互の情報交換に努めましょう</li> </ul>

## 課題4 地域に居住する外国人女性への理解と支援

### 【現状と課題】

平成23(2011)年1月1日現在、市内に在住する外国人は2,820人で、そのうち女性は1,510人、15歳未満の子どもは183人です。

日本に在住する外国人女性は、言語の違いや文化・価値観の違いなどの困難を抱えていることに加え、女性であることから、複合的な困難に陥る可能性があります。

男女共同参画の視点に立った、多言語による情報提供等が求められます。

在住外国人家庭や国際結婚の家庭に育つ子どもたちは、複数の文化を背景にすることから、<sup>※10</sup>アイデンティティの確立が困難な場合があります。自分たちの国の文化に誇りを持ちながら地域で暮らしていくためには、多文化に対する理解を深め、共生することのできる地域社会づくりが求められます。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>（1）市内に在住する外国人女性への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人女性が、安心して日常生活を送るための各種の生活情報や行政サービス情報の提供を行います (広報広聴課・人権文化課)</li> <li>○外国語ボランティアの情報提供に努めます (市民活動振興室)</li> <li>○外国人女性の人権侵害にかかわる大阪府を始めとする相談機関の情報提供に努めます (人権文化課)</li> </ul> <p><b>（2）多文化共生への理解促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生に関する啓発に努めます (市民活動振興室)</li> <li>○市内在住外国人が、地域の一員として地域づくりに参加できる環境整備に努めます (市民活動振興室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に在住する外国人への情報提供に協力しましょう</li> <li>○外国語ボランティア活動に積極的に参加・参画しましょう</li> <li>○多様な文化への理解を深めて、共生する豊かな社会づくりを目指しましょう</li> </ul>